

公益財団法人東亜道路工業協奏財団

— 助成金募集要項 —

1. 助成対象

I. 対象事業

(1) スポーツ振興に関する活動

地域社会における健康増進、青少年の健全育成、障害者支援、世代間交流、及び競技力向上を目的としたスポーツ活動を対象とする。アスリートの競技活動、スポーツの普及・発展を目的とした講演会、啓発活動、教育プログラム等も助成対象とする。

(2) 前号に掲げる活動に係る交流、普及、啓発に関する活動

II. 対象事業の要件

(1) 助成対象に合致し、営利を目的としないもの

(2) 採否通知後の4月1日～3月31日に活動を実施または継続するもの

III. 助成先及び条件

(1) 団体および個人

(2) 反社会的勢力、活動が特定の政治、思想、宗教などの目的に偏る団体及び個人ではないこと

2. 助成金

I. 助成金額

・原則1件あたり100万円を上限とする。

II. 助成金の交付

・助成金の交付：採否通知後の4月1日以降順次

・支給決定後、銀行振込にて送金いたします。

III. 対象経費

助成の対象となる経費は、上記I. 対象事業に直接関連する経費であり、例えば次のものが該当する

・アスリートの大会参加費、遠征費、トレーニング施設利用料

・指導者謝金、医療・コンディショニング関連費

・スポーツイベント運営費、障害者スポーツ支援費

・普及啓発講演会・教育プログラムの運営費、会場費、講師謝金、交通費、宿泊費、保険料

・広報費(チラシ・ポスター・SNS広告等)

・活動に必要な物品購入費(スポーツ用具)、教材作成費、映像・冊子制作費

・活動報告書作成費

・経済的困難により競技継続が困難な児童・生徒に対する支援に関する経費等

3. 選考

I. 選考方法

・採否については、当財団選考委員会にて審議を行い、決定いたします

II. スケジュール

・応募受付期間：毎年10月1日～翌年1月末日

・助成の選考:毎年 2 月

・採否の通知:毎年 3 月

III. 選考結果

・選考結果について、申請いただいた代表者様に通知いたします

・選考過程については開示いたしかねます

4. 申請方法

I . 「申請書」を当財団ホームページからダウンロードの上、以下の書類とともに郵送またはホームページからご提出ください

(1) 郵送の場合

下記送付先まで必要書類を添付の上、ご提出ください

〒106-0032 東京都港区六本木 7-3-7

一般財団法人東亜道路工業協奏財団 事務局宛

(2) ホームページより申請される場合

当財団サイトより申請フォームをダウンロードの上、必要書類を添付して「お問合せ」よりご提出ください

II . 提出書類

(1) 団体の方

①申請書(当財団フォーム)

②登記簿謄本(履歴事項証明書)

③定款もしくは会則等

④役員一覧名簿

⑤助成を希望する活動や企画などの内容がわかる資料

(団体紹介資料、活動報告書、収支報告書、企画書など)

⑥その他助成にあたり確認が必要と当財団が判断した資料

(2) 個人の方

①申請書(当財団フォーム)

②公的な身分証明書(運転免許証・保険証等の写し、住民票※)

※発行から 3 か月以内のもの

③助成を希望する活動や企画などの内容がわかる資料

(自己紹介資料、競技実績、活動報告書、収支報告書、企画書など)

④その他助成にあたり確認が必要と当財団が判断した資料

5. 報告

・当財団が助成した活動(実施期間:4 月 1 日～3 月 31 日)が終了しましたら、終了後 4 か月以内にその活動報告書(助成金が活動に使用されたことがわかるもの)を当財団にご提出ください。

6. 助成事業の公開

- ・助成金の支給を受けて実施した活動及び事業の全部または一部について、当財団にてホームページ、その他媒体にて掲載させていただく事がありますので、あらかじめご了承ください

7. 注意事項

- ・助成金を申請の目的以外に使用することを禁止いたします
- ・申請書をご提出いただいた後、申請書類の内容や活動内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります
- ・助成金支給決定後、当該活動に関し、当初の目的から重要な変更を行う場合は速やかに当財団にお申し出いただくようお願いいたします
支給可否について改めて当財団選考委員会にて審議させていただく場合がございます
- ・申請対象となる活動が中止になった場合、虚偽の記載が判明した場合、助成の決定を取り消しとともに、助成金を返還していただきます

8. お問い合わせ

- ・助成金に関するお問い合わせは当財団ホームページお問い合わせフォームよりお問い合わせください

以上